

7章 ネットワークの機能と形態

1 ネットワークのタイプ

ネットワークは大きく2つのタイプに分けられます。

1つは虐待防止・対応のための広報・啓発や体制づくりなどを整備してゆくことを目的としたネットワークで、主に関係機関の代表者などによって構成される連絡協議会。

2つめは、子ども虐待の個別ケースに対応することを目的とするネットワークで、ケース検討会議などと呼ばれ、主に実務担当者によって構成されるワーキンググループ会議。

どちらのネットワークも、地域ぐるみで、子ども虐待の予防や適切な対応・支援を行っていくためには必要なものです。

2 2つのタイプの関係

下記の図に示すように、連絡協議会はワーキンググループ会議が組まれる契機・母胎となります。

個別ケースに対応するためのワーキンググループ会議に参加する実務担当者も連絡協議会を構成する機関の一員ですので、ケース検討を行う際には機関としての判断が求められます。また、実務担当者レベルで検討され決定されたことは、各関係機関が責任を持って実行し、組織としてバックアップしなければなりません。

そのため、ネットワーク会議（連絡協議会とワーキンググループ会議）の内容や結果は、それぞれの構成機関内でも周知と理解を図ることが大切です。

連絡協議会

- ◆広報・啓発
- ◆体制づくり

◆ケース対応

- 予防
 - 認知
 - 確認・判断
 - 通告
 - 初期対応
 - 長期対応
- 対応する場面
- 在宅見守り
 - 介入・保護
 - 地域復帰
 - 家族の再構築

1章
子ども
虐待とは

2章
虐待の
発見、通告
相談、援助
の流れ

3章
虐待
発見の
ポイント
(チェックリスト)

4章
発見した
場合の
初期対応
と留意点

5章
関係機関
の役割

6章
ネット
ワークの
必要性

7章
ネット
ワークの
機能と
形態

8章
ネット
ワーク会議
の進め方と
留意点

9章
虐待防止のため
のネットワークを
支える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧

3 ネットワークの活動内容

これまで子ども虐待の防止や対応をその活動内容とするネットワークについて述べてきましたが、県内には90の市町村があり、人口や社会資源、さらには子ども虐待の発生件数もまちまちです。

人口規模が大きな市や町では虐待防止に特化したネットワークが多いようですが、人口規模が比較的小さな町村では、子育て支援や母子保健のネットワークが虐待防止の役割を果たしていることが多いようです。

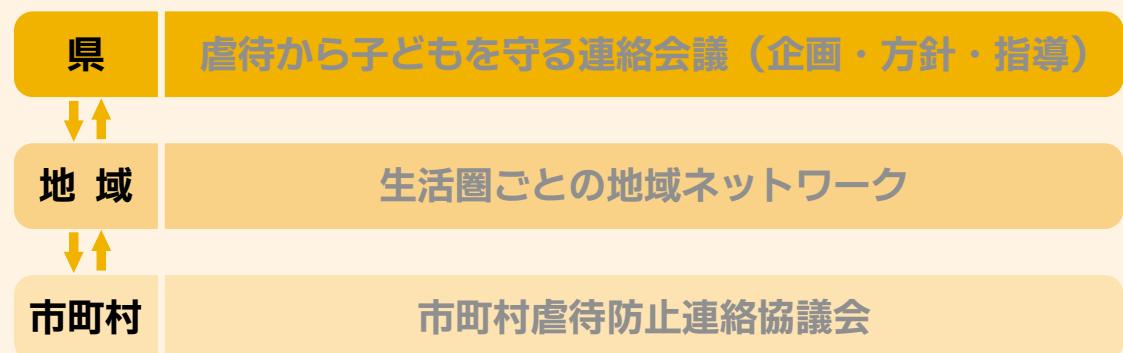
また、ネットワークの事務局を市町村の福祉担当課に置くか、母子保健担当課に置くかによっても、その性格が多少異なるようです。

ネットワークは、市町村の規模や実情にあわせた組織や柔軟な運営に心がける必要がありますが、どういった形であっても、各機関の有機的な連携の下、子ども虐待の防止と虐待が起こった場合の保護者や子どもへの支援が、速やかに、的確・適切に行われることが大切です。

P 30~31に市町村のネットワークが長期的に係わった事例を紹介しておりますので、参考にしてください。

●福島県のネットワーク

県では、段階的ネットワークの構築を目指しています。県全体の取り組みについて検討する「虐待から子どもを守る連絡会議」を13年度に設置しました。また、児童相談所毎に独自に会議を開催しています。今後は、児童相談所の会議を保健福祉事務所の役割も含めて検討し体系化すること、市町村段階のネットワーク構築をさらにすすめることが必要です。



事例

関係機関の連携による援助で、親子分離せず地域生活しているケース

市町村が調整機関となり何度もネットワーク会議を開催し、関係機関が役割分担をしながら、長期にわたり支援してきたケース。

関係機関の関わりと、連携のポイントについて紹介します。

●ケースの概要



▶ 経過 ◀

H12.6月 第1回ネットワーク会議

参加機関 役場福祉担当課、保健センター、保育所
主任児童委員

長女A子出産時より、母親の養育能力の低さによる不適切な関わりがみられ、保健センターで訪問等により援助。長男B男出生後も子どもへの不適切な関わりは継続、さらに経済的にも苦しくなり福祉担当も関わりを持つ。二男出産を間近にした頃より、両親からの身体的虐待が出現してきた。

▶ ポイント ◀

目的：見守りと支援のための役割分担

結果：○処遇方針の共有化

○関係機関の役割分担

《保健センター》→ネットワークの調整

・母からの電話への対応

・相談会を通して父親へのアプローチ

《福祉担当課》→保育所入所

《保育所》→子どもの状況把握

《主任児童委員》→家庭訪問による観察

○緊急の場合は、児童相談所に通告、

虐待の程度がひどくなれば、再度会議

を開催

【処遇方針：地域での生活が可能となるよう関係機関で支援する】

※ケースとの関係が深く、関係機関との連絡もしやすい保健センターが調整を行うことで地域での支援がしやすくなった。

※今後、入所が予想される保育所を参加機関とした。

H12.9月 C男出産（その後健診により発達障害を確認）。
H13.4月 A子、保育所入所。
C男、療育センター通所。

H13.8月 警察が、母親がA子を虐待しているとの近所からの通報を受理。警察が家庭訪問し、児童相談所に通告。児童相談所は、父母に来所指導。

H13.10月 C男の発達相談。担当の精神科医師が母に自分が相談に応じることを伝えた。

H13.11月末 A子が叱られ、野外で寝ていたとの情報を主任児童委員がキャッチ。

H14.1月 保育所がたばこによる火傷を確認。
C男療育センター通所中断。
A子の保育料が未納となる。

◆母が児童相談所にも電話相談をするようになる。

◆精神科医に母が電話で相談するようになる。

※主任児童委員・保育所が役割を果たし、子どもの状況を保健センターにすばやく報告。保健センターは状況の変化に対応しネットワーク会議を開催した。

1章
子ども虐待とは

2章
虐待の発見、通告、相談、援助の流れ

3章
虐待発見のポイント（チェックリスト）

4章
発見した場合の初期対応と留意点

5章
関係機関の役割

6章
ネットワークの必要性

7章
ネットワークの機能と形態

8章
ネットワーク会議の進め方と留意点

9章
虐待防止のためのネットワークを支える子育て支援ネットワーク

資料

関係機関一覧

H14. 2月 第2回ネットワーク会議

第1回会議参加機関に加え、発達相談を担当した精神科医、緊急介入に備え児童相談所・警察署も参加。精神科医が母から聞いた話として、前夫との子が物を詰まらせて死んだということを会議で報告。

会議後、まもなく児童相談所が子ども3人を一時保護。児童相談所は、一時保護中、3人の心理判定及び父母の指導を行った。

H14. 3月 第3回ネットワーク会議

参加機関は、第2回会議と同じ。

目的：緊急度の評価

結果：○児童相談所による一時保護

【処遇方針：児童相談所による子どもの心理的診断、保護者指導】

※守秘義務はネットワーク内で守られるという認識に基づき、精神科医師が母の話を報告。緊急度の判断の参考事項となった。

目的：児童相談所の判断(地域生活継続)の報告と体制づくり

結果：○役割分担

《保健センター》→ネットワークの調整

- ・母からの電話への対応
- ・C男の観察と通園施設入所勧誘

《福祉担当課》→保育料の納入状況確認
B男保育所入所

《保育所》→子どもの状況把握

《主任児童委員》→家庭訪問による観察

《精神科医》→母からの電話への対応

- ・C男の通園施設入所勧誘

《児童相談所・警察署》→緊急時の介入

【処遇方針：地域生活継続、B男保育所入所、C男の障害児通園施設入所】

※児童相談所から子どもについての判定所見報告、子どもに必要な援助が共通理解された。

H14. 4月 B男、保育所入所。

C男の通園施設入所のため、保健師・主任児童委員が付き添い施設見学し、母が入所を希望するが、母が入所に必要な診断書をもらうための受診をせず、なかなかその後の手續は進まない。

H14. 8月 C男、通園施設入所。

H14. 10月 C男、通園施設休みがちになる。

H14. 12月 保育料未納のため、福祉担当課が母に話を聞く。
アパート代未納、携帯電話も止められる。

通園施設より、母が父以外の男性Dと交際、D氏がC男の施設送迎をしているとの連絡が保健センターに入る。

H15. 1月 第4回ネットワーク会議

第3回会議参加機関に加え、通園施設も参加

精神科医より、子どもたちの発達所見が報告され、保育所や通園施設での働きかけにより、能力の向上がみられることと働きかけによる発達への期待が報告された。

◇保健センターから通園施設にモニタリングを依頼。

◇保育所等のモニタリングにより、虐待の状況は確認されており、重症化はみられなかった。

※状況の変化に対応するため、すぐに会議を開催。

目的：D氏への対応の協議

結果：○父母以外の人に引き渡さないこと

- ・○子どもへの働きかけ充実

【処遇方針：地域生活継続】

※新たな関係機関である通園施設が参加。

※支援を継続するため、ケースの引継ぎをした。支援の内容も詳細に伝えた。